

埼玉県中央児童相談所 御中

埼玉県中央児童相談所一時保護所
第三者評価報告書
(令和7年度)

令和7年 12 月 24 日
一般社団法人アスラサポート

目次

I 評価概要

1. 目的	2
2. 実施概要	2
3. 評価方法と基準	2

II 報告

第1部 こども本位の支援	3
1. 一時保護施設の理念・基本方針	3
2. こどもの権利・こどもの意向の尊重	4
3. 一時保護施設における権利制限	5
4. 入所しているこどもの権利擁護・権利侵害防止	5

第2部 一時保護施設の環境・運営体制	7
1. 一時保護施設の環境	7
2. 職員体制・職場環境	7
3. 情報共有・関係者間連携	8
4. 関係機関との連携	8

第3部 一時保護施設における支援	11
1. 一時保護施設の運営	12
2. アセスメント・支援方針	12
3. 一人ひとりの特性や課題等への対応	13
4. 一時保護施設からの退所に向けた支援	13

第4部 一時保護施設の管理運営	15
1. 安全管理	15
2. 施設運営計画	15

I 評価概要

1. 目的

児童相談所が行う一時保護において、公正・中立な第三者が専門的かつ客観的な立場から評価を行い、その結果を公表することを通じて、透明性の確保及び「一時保護中のこどもの権利擁護」と「一時保護所運営の質の向上」を図ること

2. 実施概要

埼玉県指定の「一時保護されたこどもの生活・支援に関する第三者評価の手引(案)」に基づき以下の方法で一般社団法人アスラサポートが実施した

評価施設:埼玉県中央児童相談所一時保護所(以下、保護所という)

評価機関:一般社団法人アスラサポート(埼玉県 2019050 社会的養護関係全国 202204-001-02)

(1) アンケート調査(9/24～11/21)

①職員アンケート(職員 24 名)

職員それぞれに 67 項目の自己評価を実施し、評価機関が集計・分析を行った

②こどもアンケート(アンケート 18 名、聞き取り 2 名)

実施期間内に入所中のこどもに対しアンケート・聞き取りを実施し、評価機関が集計・分析を行った

(2) 参考資料

個人情報を除く以下の資料を施設から徴し、評価者が調査・評価の参考にした

事業概要、定期監査資料、組織図、分掌表、各会議録、各報告書等

権利ノート、日課表、学習時間割表、献立表、マニュアル、シフト、児童に関する記録 等

(3) 実地調査(11/20～11/21)

①書類調査

児童に関する記録、職員に関する記録等

②施設見学

③こども聞き取り 2 名

小3以下の協力してくれるこどもに対して聞き取りを行った

④職員ヒアリング 8 名

参考資料、アンケートをもとにヒアリングを行った

所長、副所長、担当部長、担当課長(児童指導員)、保育士、看護師、心理士、入職 2 年目職員

(4) 報告会(12/24)

参加者 施設:2 名 所長、副所長

評価機関:2 名

(5) 埼玉県へ報告書提出(12/24 予定) 県ホームページで公表される予定

3. 評価の方法と基準(埼玉県の基準に基づく)

(1) 一時保護所職員自己評価・こどもアンケート・各書類・ヒアリング・施設見学等を総合的に評価

(2) 判断基準の評価は○、△、×の3段階で評価

(3) 各評価項目は「判断基準」(2)の評価結果を踏まえ、以下の4段階にて評価

評価段階	評価基準
S	優れた取組みが実施されている 他一時保護所が参考にできるような取組みが行われている状態
A	適切に実施されている よりよい業務水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
B	やや適切さにかける 「A」に向けた取組みの余地がある状態
C	適切ではない、または実施されていない 「B」以上の取組みとなることを期待する状態

Ⅱ 報告＜各項目の評価＞

第1部 こども本位の支援

1. 一時保護施設の理念・基本方針		評価
1	一時保護の目的に即した理念・基本方針としているか	A
1	一時保護ガイドラインを踏まえ、一時保護施設としての理念・基本方針を明文化している	○
2	理念・基本方針が職員に周知している	○
3	一時保護の目的(こどもの権利擁護・安全確保・アセスメント)に即した理念・基本方針としている	○
4	入所しているこどもの権利擁護、こどもの意見又は意向を尊重した運営をしている	○
5	入所するこどもの多くは権利侵害を受けてきていることを念頭に、一時保護施設はこどもの安全・安心を確保するとともに、こどもの心身の安定化を図る場でもあるという認識のもとに運営している	○
6	理念・基本方針に基づく運営がされているかについて、職員が定期的に確認・振り返りを行う機会がある	○
2	こどもとの関わりにおいて、こどもが安全感・安心感・信頼感を持てる養育・支援を行っているか	A
1	一時保護施設での受入れ適否や所内での対応について、こどもの安全の視点で判断している	○
2	こどもをあたたく迎え入れている	○
3	こどもを一人の人間として尊重した接し方や対応をしている	○
4	こどもが安全感や安心感、信頼感を持てる養育や支援を行っている	○
5	保護者との分離や喪失等を体験したこどもに対して適切な支援・対応を行っている	○
6	こどもが見られたり、知られたくないと感じることに対して、プライバシーに配慮した対応や工夫をしている	○
7	こどもが職員に監視されていると感じないようなかわりをしている	○
3	相談種別にかかわらず、不適切な養育を受けてきた可能性を踏まえた適切な対応をしているか	A
1	主訴の背景に隠れた虐待等の不適切な養育がないかという視点を入れた行動観察を行っている	○
2	こどもの支援にあたって、一時保護施設全体でトラウマインフォームドケアの視点・考え方を共有している	○
4	こどものエンパワメントにつながる養育・支援を行っているか	A
1	「あなたは大切な存在である」ことを言葉・行動でメッセージとして伝えている	○
2	こども自身が自分の想いを表現する機会を多くつくり、自分の想いを受け止めてもらえる体験を通して、自己表現を促している	○
3	こどもの良い面を承認できるような生活支援を行い、興味や関心を持てる活動に取り組めるよう物品(おもちゃや本等)や時間が確保されている	○
4	こどもが一時保護解除後の生活を前向きにとらえられるように支援を行っている	○
5	個別支援を適切に行っているか	A
1	こどもの状況やニーズを踏まえた個別支援を行っている	○
2	集団生活において個々のニーズに応じた個別支援を行っている(一律的な対応になっていない)	○
2. こどもの権利・こどもの意向の尊重		
6	一時保護の目的に即した理念・基本方針としているか	A
1	一時保護ガイドラインを踏まえ、一時保護施設としての理念・基本方針を明文化している	○
2	理念・基本方針が職員に周知している	○
3	一時保護の目的(こどもの権利擁護・安全確保・アセスメント)に即した理念・基本方針としている	○
4	入所しているこどもの権利擁護、こどもの意見又は意向を尊重した運営をしている	○
7	こどもとの関わりにおいて、こどもが安全感・安心感・信頼感を持てる養育・支援を行っているか	A
1	一時保護施設での受入れ適否や所内での対応について、こどもの安全の視点で判断している	○
2	こどもをあたたく迎え入れている	○
3	こどもを一人の人間として尊重した接し方や対応をしている	○
4	こどもが安全感や安心感、信頼感を持てる養育や支援を行っている	○
5	保護者との分離や喪失等を体験したこどもに対して適切な支援・対応を行っている	○
8	こどもが一時保護施設以外の第三者に相談できる仕組みがあるか	A
1	意見表明等支援事業の仕組みを一時保護施設職員が理解している	○
2	意見表明等支援事業が、入所中の全てのこどもにとって使いやすい仕組みになっている	○
3	意見表明等支援事業以外にも、外部の第三者に相談できる仕組みがある	○

Ⅱ 報告＜各項目の評価＞

第1部 こども本位の支援

2. こどもの権利・こどもの意向の尊重			評価
9	保護開始にあたり、こどもに対して適切に説明し、理解を得ているか		A
1	一時保護の理由や目的、一時保護施設での生活等について、こどもの年齢や理解に応じてわかりやすく説明し、理解を得ている		○
2	一時保護の決定にあたり、こどもの意見や意向を聞いている		○
10	保護期間中に、現状や今後の見通しについて説明し、こどもの意向を十分に聞いているか		A
1	保護期間中に、定期的かつ必要に応じて適宜、こどもに対して、現状や見通しについて説明をしている		○
2	児童福祉司等が説明した内容についてのこどもの意向を、一時保護施設職員が聞き取りしている		○
11	保護解除について、こどもに対して適切に説明し、合意を得ているか		A
1	一時保護の解除にあたっては、こどもの意向や意見、気持ちを十分に聞いている		○
2	一時保護解除時期や解除後の生活等について、こどもや保護者等の意見等を踏まえた検討を行っている		○
3	一時保護解除時期や解除後の生活等についての検討には、一時保護施設職員も参画している		○
4	一時保護解除の理由や解除後の生活等を十分に伝え、こどもが納得できるよう対応している		○
12	こどもからの聞き取り等にあたり、こどもへの配慮や説明等が適切に行っているか		A
1	こどもからの聞き取りにあたっては、こどもの人権等への配慮を十分に行っている		○
2	こどもが安心して話せるよう配慮している		○
3	こどもから聞いた話を、職員間及び担当児童福祉司、児童心理司と共有することを説明している		○
13	こどもの援助指針(援助方針)等に対するこどもの意見や意向等に対し、適切に対応しているか		A
1	こどもの生活に関する今後の方針の検討に、こどもが主体的に参画し、自己決定していくことができるよう支援を行っている		○
2	援助指針(援助方針)等に対するこどもの意見や意向等について、具体的な内容を記録している		○
3	こどもの意見や意向等を尊重した対応を行っている		△
4	こどもの意見の反映状況について、速やかに内容と理由を丁寧かつわかりやすくこどもに説明している		○
5	こどもの意見又は意向と異なる方針決定を行う場合、その理由についてこどもが理解できるように説明している		○
14	一時保護施設での生活等に対するこどもの意見に対し、適切な対応を行っているか		A
1	こどもから出された意見等に対して、速やかにこどもにフィードバックをしている		○
2	こどもから出された意見等を受け止め、こどもがまた意見を出そうと思える対応をしている		○
3	意見箱等匿名で出された意見の考慮・反映の結果について、意見を出したこどもに配慮しながら、丁寧かつわかりやすくフィードバックしている		○
4	こどもの意見を尊重して一時保護等の質の向上を図る取組みが行われている		○
3. 一時保護施設における権利制限			
15	通信、面会等に関する制限は適切か		A
1	通信、面会等に関する制限は、こどもの安全の確保が図られ、かつ一時保護の目的が達成できる範囲で必要最小限となっている		○
2	通信、面会等に関する制限を行う場合には、制限が必要である理由についてこどもに説明している		○
3	保護者との通信、面会等について、あらかじめこどもの意見や意向を確認している		○
4	通信、面会等に関する制限を行う場合には、理由や経過等について記録している		○
5	通信、面会等に関する制限について、こどもや保護者の状況等を踏まえ、その必要性について定期的な点検・見直しが行われている		○
16	一時保護施設における生活上のルールは正当な理由に基づく最小限のものとなっているか		A
1	生活上のルールは、正当な理由なくこどもの権利を制限するものとなっていない		○
2	正当な理由がある場合にやむを得ずこどもの権利の制限をせざるを得ないルールについて、その理由をこどもに説明し、こどもの理解を得ている		○
3	一人のこどもの個別事情を理由に、他のこどもの権利の制限をしていない		○
4	ルールがこどもの安全や福祉の確保の観点から正当な理由に基づくものか、定期的に点検・見直しを行っている		○

II 報告＜各項目の評価＞

第1部 こども本位の支援

3. 一時保護施設における権利制限			評価
16	5	生活上のルールは、正当な理由なくこどもの権利を制限するものとなっていない	○
	6	正当な理由がある場合にやむを得ずこどもの権利の制限をせざるを得ないルールについて、その理由をこどもに説明し、こどもの理解を得ている	○
17	個別対応は適切に行っているか		A
	1	懲罰的な目的で、こどもを集団から分離する個別対応を行っていない	○
	2	こどもの意に反して集団から分離する場合、行動制限は合理的な理由に基づき最小限にしている	○
	3	こどもの意に反して集団から分離する場合、こどもにその理由を説明している	○
	4	こどもの意に反して行われる集団から分離した支援においても、生活の質が維持され、こどもの権利が守られている	○
18	合理的な理由なく私物の持ち込みを制限していないか		B
	1	こどもが私物を所持できることを基本としている	○
	2	やむを得ずこどもの私物の持ち込みを禁止する場合、その理由についてこどもにきちんと説明している	○
	3	スマートフォン等の通信機器について、こどもの安全確保上支障がない範囲で利用が可能となる工夫について、こどもと話し合い、こどもと職員がともに考えている	×
4. 入所しているこどもの権利擁護・権利侵害防止			評価
19	被措置児童等虐待の防止に努めるとともに、発生時の対応を適切に行っているか		A
	1	こどもに被措置児童等虐待とは何かを具体的に説明している	○
	2	被措置児童等虐待があった場合に、すぐに職員に相談できること、児童相談所等に連絡ができることについて、あらかじめこどもに説明している	○
	3	こどもの権利が侵害される事態が生じたときの対応を適切に行っている	○
	4	被措置児童等虐待の防止に努める研修等の取組み等を行っている	○
20	こども同士での権利侵害(暴力・暴言・いじめ・差別的な発言等)の防止に努めるとともに、発生時の対応を適切に行っているか		A
	1	こども同士での権利侵害が起こらないように、こどもへの権利教育を行っている	○
	2	こども同士での権利侵害がある場合は、すぐに職員に相談することをあらかじめ伝えている	○
	3	こども同士での権利侵害がある場合に、すぐに対応できる体制を確保している	○
	4	こども同士での権利侵害等、こどもの健全な発達を阻害する事態の発生防止のための取組みを行っている	○
21	国籍、文化、慣習、思想や信教の自由の保障を適切に行っているか		A
	1	入所しているこどもの国籍、信条、社会的身分等によって、差別的取扱いをしていない	○
	2	文化、慣習、宗教等による食習慣や日課の違い等を尊重した対応をしている	○
22	多様な性的指向やジェンダーアイデンティティに配慮した対応をしているか		A
	1	多様な性的指向やジェンダーアイデンティティのこどもがいることを前提とした生活環境や支援等の準備をしている	△

＜優れている点＞

1. こどもの話を聞く、受け止める

こどもが思いや考えを表明できるよう意見箱、日記、職員との対話など複数の機会を作っている。いつでも職員はこどもの話を聞こうと努めている。

職員は、自分から声を上げることがしづらいこどもにさりげなく声をかけ、話すきっかけを作っている。こどもに思いが受け止められる経験が積めるよう職員が丁寧に対応し、こどもが安心して気持ちを表せるよう努めている。

2. 意見表明支援員(以下アドボケートという)を活用した意思の尊重

アドボケートが月2回訪問しこどもの話を聞く機会を設けている。こどもがアドボケートを身近に感じ安心して話ができるよう職員は担当者の顔写真を掲示し「どんな人か」「何をしてくれる人か」伝えている。

また職員は積極的にアドボカシーの利用をこどもにすすめ、こどもが活用できるよう後押ししている。アドボケートからの報告はこどもの了承を得たうえで報告されている。

Ⅱ 報告＜各項目の評価＞

第1部 こども本位の支援

3. 生活のルールはこどもが決める(こどもの意見尊重)

①基本的な生活ルールを定めつつ、物品の使い方など日常生活に密着した細かなルールについては、ホームルームや意見箱、日記などを活用しこどもから意見や要望を上げられるようにしている。こどもから寄せられた内容は職員会議で共有し柔軟に対応している。

実行が難しい内容については、こどもが理解できるまで丁寧に説明している。こどもが「意見を伝えることには意味がある」と実感できるよう支援している。

こどもに理由を説明できないルールは精査している。

②こどもたちは毎週、班長・副班長を決め当番活動を行っている。そこでこどもたちは週の目標を決めている。職員は意見が分かれる時はこどもが理由や優先順位を整理し、折り合いをつける経験ができるよう促している。自らルールを作ることで日々の生活に責任や見通しをもって取り組めるように支援している。

4. こどもが主体的に選択できる個別活動

こどもが月2回、興味あることに取り組める時間を設けている。

活動内容は読書、自習、調べもの、工作などから選び自ら主体的に取り組んでいる。集団生活の中でも一人ひとりの興味・関心・状況を尊重した活動になっている。制作した作品は学習室に展示している。またじっくり取り組めるよう保管できる場所を設けている。保育室でも同様に「途中の作品棚」を用意し、こどもが遊びや制作を継続できるようにしている。

5. こどもが過ごしやすくなる環境づくりに努めている

こどもが安心して生活できる環境づくりのため食堂や学習室の席、部屋割りを原則2週間ごとに見直している。職員は定期的な見直しに加え、こどもの状況の変化やこども同士の関係の変化があった場合柔軟に変更を行っている。職員は日々の生活場面を通して、こどもの表情・行動・特性を十分に把握し、本人の意向も入れ総合的に判断し環境づくりに努めている。

例えば「2段ベッドの揺れが気になる」「眠りにくい」などこどもからの要望が出た場合、職員は状況を確認し配置や使い方の調整を迅速に行い、日常の小さな事柄に柔軟に対応している。

また仮設の限られたスペースの中、こどもが一人になれる空間を確保できるよう、図書室に小さな机を複数設置し、タブレットの利用、学習、音楽や本を楽しむことができるよう工夫している。

6. 人に喜ばれる経験

食事の配膳や片付けについては当番制を設けず自らこどもが手伝えるよう働きかけている。

こどもが自分の意志で行動し「人の役に立てた」という実感を持てるよう見守っている。

職員はその姿を見逃さず感謝や称賛の言葉をかけ、人に喜ばれる経験を積んでいる。

7. イヤホンが使用できる保護所

安全面から導入しづらいイヤホンを懸念を解消し使用できるようにしている。

使用場所・保管方法を明確に決め、職員の目が届く範囲で使用している。仮設施設の中、職員はできる限りこどもが一人で集中できる環境を整えている。こどもがDVD鑑賞やゲームを行う時、落ち着いて楽しめる環境にしている。

Ⅱ 報告＜各項目の評価＞

第2部 一時保護施設的环境・運営体制

1. 一時保護施設的环境		評価
23	一時保護施設としての設備運営基準を遵守しているか	B
1	一時保護施設の設備及び運営に関する基準における設備の基準等を満たすよう努めている	○
2	ユニットを整備している	×
3	個室を提供している	△
4	複数のこどもでの利用が可能な居室を設けている	○
5	定員超過が慢性化した状態とはなっていない	×
24	一時保護施設内の生活環境を適切に整備しているか	B
1	こどもにとって安心できる、居心地の良い生活環境を確保している	△
2	こどもの生活空間のプライバシーに配慮している	△
3	日常的に清掃等がされ、衛生的な環境を維持している	○
4	家庭的な環境となるよう工夫している	○
5	生活環境として必要な設備や什器備品等を整備している	○
6	必要な修繕等を行っている	○
7	生活場面の中で閉塞感がないよう工夫している	○
2. 職員体制・職場環境		
25	管理者や指導教育担当職員としての役割が明確になっており、その責務を全うしているか	A
1	管理者が一時保護施設の管理・運営をリードするための環境・体制が整っている	○
2	管理者のマネジメントのもとで管理運営を行っている	○
3	スーパーバイズの体制が整っており、指導教育担当職員が適切なスーパーバイズを行っている	○
4	管理者と指導教育担当職員は、基準に定められた研修を受けている	○
26	一時保護施設として必要かつ適切な職員体制を確保しているか	B
1	受入れをすることの人数、年齢、状況などの実態に応じた必要な職員を配置している	×
2	直接支援にあたる職員は保育士や児童指導員の任用要件を満たしている	○
3	専門性を要する役割には、必要な能力・資格を有する職員が配置されている	○
4	各職種の役割や権限、責任が明確になっている	○
27	一時保護施設として適切な夜間職員体制を確保しているか	B
1	夜間に2人以上の職員がいる	○
2	ユニットがある場合、夜間において1ユニットにつき1人以上の職員を配置している	-
3	夜間における行動観察やケアができる体制(正規職員の配置等)がある	○
4	児童相談所の開庁時間以外の通告対応を一時保護施設で行う場合、そのために必要な職員を別途配置している	×
28	職員の専門性及び質の向上のための取組みを適切に行っているか	A
1	一時保護に従事するものとして、守るべき法・規範・倫理等を全職員が理解するための取組みを行っている	○
2	職員の専門性の向上を図るための計画的な取組みを行っている	○
3	職員一人ひとりの育成に向けた取組みを実施している	○
4	職員間での指導・育成を行う仕組みがある	○
5	職員が外部研修を受講している	○
29	職場環境としての法令遵守や職場環境の改善に取り組んでいるか	B
1	適正な就業状況を確保している	△
2	職員の健康管理を適切に行っている	○
3	職員が働きやすい職場環境づくりの取組みを行っている	○
4	一時保護施設の業務特性を踏まえ、職員への支援体制を整えている	○

Ⅱ 報告＜各項目の評価＞

第2部 一時保護施設の環境・運営体制

3. 情報共有・関係者間連携		評価
30	一時保護施設全体がチームとして運営できているか	A
1	職員間での情報共有や引継ぎ等の仕組みがある	○
2	職員間で共有・引継ぎする情報の内容は適切である	○
3	職員間のコミュニケーションが図られており、職員間で相互に補完している	○
31	児童福祉司や児童心理司と適切に連携しているか	A
1	相談部門と密接な連携が保てる仕組みがある	○
2	こどもの入退所時や入所中の調査、診断、支援等について、児童福祉司・児童心理司やその他の各部門と一時保護施設が十分な連携を図っている	○
32	情報管理を適切に行っているか	A
1	個人情報を適切に取り扱っている	○
2	情報の重要性や機密性を踏まえた管理を行っている	○
3	書類や記録等は適切に管理・更新をしている	○
4	法令で認められている場合以外において、こどもに関する情報を外部機関と共有する必要性が生じた場合には、こどもや保護者の同意を得ている	○
5	情報管理に関する職員の理解を深め、取扱い等に関する方針を職員に周知する取組みを行っている	○
33	ICTを活用した業務効率化の取組みを行っているか	A
1	こどもに関する記録等について、相談部門と一時保護施設が相互に確認できる環境がある	○
2	職員がいつでも記録作成等を行えるよう、必要な台数のパソコンを設置している	○
3	AIやモバイル端末の活用など、記録作成・管理等における職員の負担軽減のための取組みを進めている	○
4. 関係機関との連携		
34	医療機関と適切に連携しているか	A
1	必要な場面で医療機関からの協力が得られている	○
2	こどもの状況に応じ、医師、歯科医師、看護師、保健師等とのチームケアを行える体制がある	○
3	必要な場面で児童精神科医の協力が得られている	○
35	警察等と適切に連携しているか	A
1	必要な場面で警察等からの協力が得られるよう日頃から連携している	○
2	警察等の面接等に当たっては、こどもの心身の負担が軽減されるよう、配慮が必要な事項やこどもの状況、意向等を踏まえて警察等と十分に調整を行い、必要に応じた助言や付添いを行っている	○

＜優れている点＞

1. スローガンを自らつくり支援の共有をしている

職員は、施設の理念をもとに3つのスローガンを自らつくり、支援や指導の方向性の共通理解を図っている。このスローガンは日々の支援や判断に迷った際に立ち返る視点として活用し自らの支援を振り返るための拠り所となっている。

2. 柔軟に工夫している仮施設

仮施設でスペースや動線の制限、引っ越し対応など職員・こども双方に工夫が必要な状況で運営を続けている。制限がある環境を前提に所長は「こどもを守るためには、まず職員を守る」と安全で持続可能な運営体制の見直しに努めている。

所内ではこどもや職員から提案がなされ改善が柔軟に行われている。

Ⅱ 報告＜各項目の評価＞

第2部 一時保護施設の環境・運営体制

3. 職員が安心して働けるよう努めている

本館（相談部門）と離れた場所に位置しているため、所長・副所長は可能な限り保護所に足を運び、職員やこどもの様子を把握するよう努めている。積極的に朝礼やミーティング、個人面談で育児中の職員のテレワーク活用や夜間会議後の出勤時間調整など制度の周知と利用促進を図り、働き方の選択肢を伝えている。

年3回の個人面談では、必要に応じ時間を延長するなど、柔軟に対応している。

所長・副所長は職員一人ひとりの状態を把握し、必要に応じてテレワークの提案や、県が実施するメンタルヘルスケア（研修や相談窓口）の利用を促すなど、個別のサポートに努めている。

夜間は職員2人体制での対応となり、精神的・肉体的な負担が大きい状況にあるが、緊急時には看護師や他の職員と連携できる体制を整えている。

役職者はチャットや電話でいつでも連絡をとれる体制を整えている。夜勤職員が一人で不安を抱え込まないよう支えている。

4. 会議の工夫

グループ全体の会議、アセスメント会議、指導員会議など複数の会議は限られた時間内で効率的に行えるようタイムコントロールを行っている。食堂の席替えや部屋割りなど事前に協議可能な内容は会議前に担当で協議し、会議では議論が必要な事項に時間を集中することができている。

5. 仮設施設の工夫

仮設の所は、日中に学習や食事を行う建物と、就寝を行う建物に分かれており、職員はその行き来における安全確保に細心の注意を払っている。本館では滑りにくい上履きを使用するなど、仮設建物の特性を踏まえた安全対策が講じられている。

個室が少なく、防音面でも制約が大きい中、職員はパーテーション等を活用し空間を区切り、プライベート空間や学習スペースを確保するなど、こどもの生活環境を少しでも向上させようと努めている。

職員は家庭に近い環境を作り、就寝用建物内は上履きの使用から靴下での生活に変更した。居室にユニット畳を敷くなど、こどもが少しでも心地よく過ごせる環境づくりに努めている。

6. 人材育成と情報共有

こどもの受け入れ（インテーク）では、まず名前の確認や食べ物の話題など、こどもが話しやすい内容から始めている。新人職員が対応する場合には必ず経験豊富な職員が同席するOJT形式とし、研修期間の最後には確認テストを行うことで、全職員が一定水準で対応できるよう体制を整えている。

また、シスター・ブラザー制度に加え、経験豊富な職員と新人職員が組めるようシフトを作成し、業務後には振り返りの時間を設けている。組織全体で育成する体制としている。

こどもが職員間の対応差によって混乱を招かないよう情報共有を徹底している。

＜改善や工夫を期待したい点＞

1. 定員超過に見合う職員配置

一時保護所だけでは解決できない課題として

現在の配置と設備は定員が基本になっています。定員超過の常態化・長期化・特性を持ったこどもの増加などの様々な状況のなか職員の配置時間を見直しなど職員の工夫の上に成り立っています。緊急入所が夜間に行われる場合職員は1名で現入所者の対応を迫られ職員やこどもにとって負担のある状況が続いています。

職員が安心してこどもたちに向き合い続けられるよう定員の調整、委託先の確保、増員配置など改善が早急に必要と考えます。

2. 個別対応スペースの確保

仮設施設で限られた環境の中、工夫が重ねられているが、静かな場所で一人で落ち着きたいこども、相談時の人に聞かれる不安解消のためにも個別の対応環境を整えることを期待します。

また、職員が落ち着いて休憩を取り、次の支援に向けて心身を整えられる休憩スペースの確保を進めることを望みます。

限られた状況であるが相談部門の部屋を利用するなど児童相談所全体の中での今一度の見直しに期待します。

Ⅱ 報告＜各項目の評価＞

第2部 一時保護施設的环境・運営体制

3. 職員の食事代

一時保護所だけでは解決できない課題として

職員は、食事時間にこどもと同じ場で食事を取り、姿勢やマナー、声のかけ方などの手本を示し、配膳やお代わりの対応、食事の進み具合や体調の変化の把握、食べ方への助言などを行っています。

支援をする中、職員が食事代を自己負担する状況が生じています。食事代の支給を期待します。

(※一時保護所の対応ではなくケースワーカーにかかる項目については児童相談所の対応として総合的な判断を行いました)

II 報告＜各項目の評価＞

第3部 一時保護施設における支援

1. 一時保護施設の運営		評価
36	緊急保護を適切に行っているか	A
1	緊急保護ができる環境と体制が確保されている(居室の確保、夜間の保護の体制等)	△
37	一時保護施設における生活面のケアを適切に行っているか	A
1	個々のこどもに合わせた生活の支援を行っている	○
2	日課は過密や暇すぎる構成ではなく、自由時間等とのバランスが取れている	○
3	役割や当番を設定する場合は、こどもに負担がないようにし、かつ達成感を感じられるよう、年齢や一人ひとりのこどもの状況に応じて設定している	○
4	一時保護施設での生活を通して、こどもの年齢や発達に合った基本的生活習慣が身につくよう支援している	○
5	こどもが一人になれる時間や場所がある	△
38	レクリエーションのための環境やプログラム等を適切に提供しているか	S
1	こどもの好みやニーズに合ったレクリエーションプログラム、ゲーム、自由に遊びのできる空間、読書や音楽鑑賞等を楽しむことのできる環境を提供している	○
2	こどもの年齢を考慮の上、スポーツ活動及び室内遊戯等を計画し、こどもの希望に応じて参加できるよう配慮している	○
3	事故防止に留意しつつ野外活動等を行い、こどもの心身の安定化や体験活動の機会づくりに取り組んでいる	○
4	遊具や備品について定期的に点検している	○
39	食事を適切に提供しているか	A
1	食事の安全・衛生を確保している	○
2	食事を適時適温で提供している	△
3	献立は変化に富み、こどもの健全な発育に必要な栄養量を含むものになっている	○
4	こどもの状況に応じた適切な食事量を提供している(おかわりができるか、摂取の強要等をしていないか)	○
5	食事アレルギーや宗教、文化、個々のこどもの状態等に対応した食事を提供している	○
6	こどもが食事を楽しめるための工夫を行っている	○
7	こどもに希望のメニューを聞いたり、こどもがメニューを選択する機会をつくっている	○
40	こどもの入浴は適切か	A
1	入浴の回数や時間は適切である	△
2	入浴時間帯は適切である	△
3	こどもの希望や年齢等に配慮し、洗髪等入浴に必要な消耗品、備品を用意している	○
41	こどもの衣服を適切に提供しているか	A
1	衣服の清潔は保たれている	○
2	時間と場所に応じた適切な衣服を着用している	○
3	発達段階や好みに合わせてこども自身が衣服を選択できるようにしている	○
4	必要な場合に、適切な衣服を貸与できる	○
5	こどもが希望する場合には、私服の着用が可能である	○
6	下着を提供する場合は、新品を提供している	○
42	こどもの睡眠は適切か	A
1	こどもの年齢や状況に応じた就寝・起床時間を設定している	△
2	部屋の明るさや室温などの睡眠環境が適切である	○
43	こどもの健康管理を適切に行っているか	A
1	入所時にこどもの健康状態を把握している	○
2	こどもの健康状態を適切に把握している	○
3	こどもの健康状態により、必要に応じて診察や処置を行っている	○
4	健康状態や医療処置について、必要に応じて児童相談所や保護者へ連絡等を行う体制がある	○

Ⅱ 報告＜各項目の評価＞

第3部 一時保護施設における支援

1. 一時保護施設の運営		評価
44	こどもの教育・学習支援を適切に行っているか	B
1	こどもの状況や特性、学力に配慮した教育・学習支援を行っている (ICT の活用等を含む)	△
2	学習指導は適切な資格および経験を有する職員により行われている	○
3	在籍校との連携を図っている	○
4	通学を希望する子どもについては、通学支援やリモート授業等を実施している	×
45	無断外出を行う子どもに対して適切な対応を行っているか	A
1	子どもが無断外出を行った場合に、危険な建物の構造になっていない	○
2	無断外出があった場合の対応は、マニュアル等により明確になっている	○
3	無断外出を行う可能性がある場合には、その背景のアセスメントを実施している	○
4	無断外出が発生した場合に、無断外出をした子どもに対して、理由等について話を丁寧に聞く等適切な対応を行っている	○
5	無断外出があった場合には、その子ども以外に対しても適切な対応を行っている	○
46	未就学児に対して適切な保育を行っているか	A
1	発達の個人差や生活環境の差異、経験の差異を考慮した保育を行っている	○
2	未就学児のための生活の場所と、年齢に応じた適切な保育を保障している	○
2. アセスメント・支援方針		
47	子どもとこどもの家庭に関する情報等について、適宜相談部門と共有しているか	A
1	一時保護を行う時点で相談部門が把握しているこどもの家庭の状況や心身の状況、性格、成長・発達等の状況を、一時保護施設と十分に共有している	○
2	一時保護期間を通じ、新たに把握した子どもや家庭の状況等の情報を共有している	○
48	一時保護中の子どもについて行動観察を適切に行っているか	A
1	こどもの全生活場面について行動観察を行っている	○
2	こどもの行動観察の結果を記録している	○
3	行動観察の視点には、こどもの課題だけでなく、ストレングス等も含まれている	○
49	行動観察を基に適切な行動診断を行っているか	A
1	観察会議を適切な頻度 (原則として週 1 回) で実施し、こどもの観察結果の検討・とりまとめを適切に行っている	○
2	観察会議に担当児童福祉司や児童心理司等が参加している	○
50	行動診断や援助指針 (援助方針) に沿った支援方針に基づく個別ケアを行っているか	A
1	行動診断や援助指針 (援助方針) に基づく支援方針を職員間で共有している	○
2	支援方針に基づく個別ケアを大前提としたこどもの養育・支援を行っている	○
3	一時保護解除後を見据えた支援を行っている	○
51	総合的なアセスメントや援助指針 (援助方針) の決定に際して、一時保護施設としてその判断に加わっているか	B
1	チームで情報共有しながらアセスメントを行っている	○
2	総合的なアセスメントに基づく援助指針 (援助方針) を策定している	○
3	援助方針会議に一時保護施設職員が出席している	×
52	一時保護中において、こどもの変化に応じた支援方針の見直しや援助指針 (援助方針) の見直しの提案を行っているか	A
1	こどもの変化に応じた支援を行っている	○
2	適切な期間の保護となるよう、こどもの状況を踏まえ、保護解除のタイミングや方針について相談部門に意見を伝えている	○
53	親子関係再構築支援の視点をもって、家族等との面会や家族等に関する情報提供等を適切に行っているか	A
1	こどもの年齢に応じ、家族に対する支援や対応に関して説明を行っている	○
2	子どもに対して行った情報提供や説明の内容について関係者間で共有している	△
3	親子関係再構築支援に関する児童相談所内での検討に一時保護施設職員が参画している	○

Ⅱ 報告＜各項目の評価＞

第3部 一時保護施設における支援

3. 一人ひとりの特性や課題等への対応		評価
54	こどもの性的問題に対して適切な対応を行っているか	A
1	性的な問題を有するこどもの受入れ時には、多職種によるカンファレンスを行っている	○
2	こどもの問題に応じた包括的性教育等の支援を行っている	○
3	一時保護施設のこどもの中で性的問題行動が起きた場合には、適切な対応を行っている	○
4	PTSDの症状や本人からの訴えがある場合は、迅速に児童福祉司、児童心理司、医師、看護師、保健師等に報告し、適切な対応を行っている	○
55	他害や自傷等の行為を行う可能性のあるこどもに対して適切な対応を行っているか	A
1	他害や破壊行動、自傷等の行為がある又は行う可能性のある場合には、その背景のアセスメントを実施している	○
2	アセスメントに基づく対応方針に応じたケアを行っている	○
3	他害や破壊行動、自傷等の行動があった場合の本人への対応と他児へのケア等が明確になっている	○
56	重大事件に係る触法少年に対して適切な対応を行っているか	A
1	一定の重大事件に係る触法少年と思料されるこどもの一時保護にあたって、支援体制の確保を行っている	○
2	重大事件に係る触法少年の一時保護に適切な居室を確保している	△
3	重大事件に係る触法少年の一時保護を行う場合には、他児との関係に関する配慮を行っている	○
57	障害児（発達障害、知的障害、身体障害等）を受け入れる場合には、適切な対応や体制確保を行っているか	B
1	障害特性に応じた必要な支援が行える環境・体制がある	△
2	障害特性に応じたケアを行っている	○
3	周りのこどもが障害について理解できるような取組みを行っている	○
58	健康上配慮が必要なこどもを受け入れる場合には、適切な対応・体制確保を行っているか	A
1	健康上配慮が必要なこどもの状態に応じて、必要な支援が行える環境・体制がある	○
2	健康上配慮が必要なこどもの状態に応じたケアや医療行為を行っている	○
3	服薬管理を適切に行っている	○
4	誤薬防止策を講じている	○
4. 一時保護施設からの退所に向けた支援		
59	一時保護施設からの退所に向けて、こどもに対して必要な支援を行っているか	A
1	一時保護解除を伝える時期について、こどもの状況等を踏まえ十分に配慮している	○
2	里親委託や施設入所等に移行するこどもには、新たな養育場所に関する情報を伝えたり、心のケア等を行っている	○
3	一時保護解除後も引き続き児童相談所に相談できることや、相談や支援をしていくことをわかりやすく伝えている	○
4	こどもの年齢に応じ、一時保護解除後の SOS の出し方についてこどもに伝えている	○
60	一時保護施設からの退所にあたり、関係機関等に対し必要な情報を適切に提供しているか	A
1	家庭引き取りの場合、一時保護中に得られたこどもに関する情報を保護者へ適切に引き継いでいる	○
2	施設入所や里親等委託の場合、一時保護中に得られたこどもに関する情報を施設や里親等に適切に引き継いでいる	○
3	一時保護解除後に相談部門から要請があった場合には、情報提供や説明等の必要な対応を行っている	○

Ⅱ 報告＜各項目の評価＞

第3部 一時保護施設における支援

＜優れている点＞

1. 体調管理と個人情報を配慮している

職員は、医療機関のフォーマットを参考に体調管理記録表を作成し日常の健康観察に活用しこどもの体調変化を的確に把握している。記録表は症状の有無をチェックリスト形式で記録でき発症時期や症状の経過が分かるよう整理されているため受診時に医師へ必要な情報を正確に伝えられるようになっている。

また、薬の管理は袋にフルネームを記載しない運用とし、同姓のこどもがいる場合にはマークなどで区別し個人情報の配慮を徹底している。安全性を確保しつつ、プライバシーにも配慮した管理が徹底している。

2. 基本的生活習慣・スキル獲得の支援

基本的な生活習慣やスキル、マナーが身につけていない子には職員は洗濯物の扱い・畳み方、下洗い、パジャマ着用、布団の畳み方、食事のマナー、食具の使いかなど、一人ひとりのこどもの状態に合わせ場面ごとにスモールステップで丁寧な支援をしている。

退所後、臆することなくすごせるよう日々の生活の中で必要な力を身につけられるよう支援に努めている。

3. 就学前準備

年長児は就学を見据え土日以外の昼寝をやめ、午睡時間帯を体力づくりや数字・文字への関心を高める時間としている。タブレット学習を取り入れ楽しみながら学べるよう支援している。

4. 充実した行事・体験活動

職員は日々の生活に少しでも心身の安定・活動量を増やすため「家庭にいたら」「学校にいたら」経験できることを、所での生活の中でもできる限り経験させたいと積極的に取り組んでいる。

仮設環境の中で運動を継続するため、定期的に近隣の体育館へ出かけ、また月1回行事や体験活動に取り組んでいる。

外出時は人数確認や動線の確認等を確実にし、安全確保に努め、こどもが安心して身体を動かせる・体験できる時間をつくっている。

個々の行事は月ごとに職員が企画を担い、それぞれの得意分野や工夫を生かしながら、準備や下調べを行っている。職員は、活動内容を決める際にこどもに「行ってみたい場所」や「やってみたいこと」を尋ね、こどもの意向を反映している。社会科見学やバーベキュー、ピザづくり、水族館訪問など、楽しみながら学べる機会を作っている。

日常の支援で多忙な中でも、こどもの生活を少しでも豊かにしたいという職員の思いが随所に表れている。

5. 心理職による支援

①こどもが気持ちを言葉にしやすくするための取り組み

職員は、こどもの日常生活や人間関係に役立つ力を育てることを目的に、月1～2回の心理教育に取り組んでいる。境界線、気持ちの扱い方、コミュニケーション、トラブルを避けるための考え方などをテーマとし、生活場面に結び付けて分かりやすく伝えている。

暴力的・侵襲的な経験から、他者との距離感や自分の感覚をつかみにくいこどもには「境界線」や「透明バリア」といった共通の言葉でイメージを持てるように早い段階から取り入れている。

②自己コントロール調整のためのレクチャーを行っている

職員は、こどもが緊張や不快感・いらだちを感じた際に自己コントロールできるようリラクゼーション技法を授業の中で行っている。こどもが生活の中で自然に使えるよう、技法や声かけのポイントを職員同士共有し日常場面で活用している。

退所後も自分で気持ちを整えるツールとして身につけられるよう努めている。

③個別性教育の実施

性教育については、必要に応じて職員が個別に行っている。第二次成長に対する疑問や戸惑いに対して、こども向けの資料を用いながら説明し、驚きや不安を丁寧に受け止めている。職員は、身体や心の変化を「成長として大切なこと」「素敵なこと」と肯定的に伝え、こどもが安心して自分の変化を受け止められるよう支援している。

(※一時保護所の対応ではなくケースワーカーにかかる項目については児童相談所の対応として総合的な判断を行いました)

II 報告＜各項目の評価＞

第4部 一時保護施設の管理運営

1. 安全管理		評価
61	一時保護施設の運営・業務に関する基本的な対応方針や手順はマニュアル等(安全計画、業務継続計画等)にして明確になっているか	A
1	マニュアル等が作成され、職員全体で共有や確認できる体制がある	○
2	マニュアル等の内容の実効性を高めるための取組みを行っている	○
3	マニュアル等の内容に基づき、運営・対応等が行えていることを確認する仕組みがある	○
4	マニュアル等の内容について見直し等を行っている	○
62	こどもの事故やケガの防止のための安全対策を講じているか	A
1	こどもの事故やケガを防ぐための対策を講じている	○
2	こどもの事故やケガが発生した場合の対応が明確になっている	○
3	こどもの事故やケガが発生した場合、その原因の検証や対応策の検討を行う等、再発防止に取り組んでいる	○
63	災害発生時の対応は明確になっているか	A
1	火災等の非常災害に備え、マニュアルや具体的な避難計画を作成している	○
2	避難訓練を毎月1回以上実施している	○
3	日頃から消防署や警察署、病院等、関係機関との連携に努め、緊急事態発生時に迅速かつ適切な協力が得られるように努めている	○
64	感染症の予防に努めるとともに、発生時の対応が明確になっているか	A
1	感染症の発生を防ぐための対策を講じている	○
2	感染症が発生した場合に、二次感染防止等の対応が明確になっている	○
65	一時保護中のこどもの私物について、適切な対応を行っているか	A
1	一時保護期間中、こどもの私物については、記名しておく等、紛失しないよう配慮している	○
2	こどもが所持すべきではないものや明らかにこどもの私物でないものがあつた場合には、適切に保管もしくは返還等を行っている	○
3	こどもの私物は一時保護解除時に返還している	○
4	こども以外の者への返還は適切に行っている	○
2. 施設運営計画		
66	一時保護施設の年度単位での事業計画の策定や目標設定を行っているか	A
1	事業計画を策定している	○
2	事業計画に基づく取組みを実施している	○
3	事業計画の策定と評価、見直しの仕組みがある	○
4	策定にあたって、こどもや職員の意見を反映できる仕組みがある	○
67	一時保護施設としての質の向上を図るための仕組みがあるか	A
1	自己評価を定期的に行っている	○
2	外部評価を定期的に行っている	○
3	自己評価や外部評価の結果を踏まえた質の向上のための取組みを行っている	○
4	職員間での共有や職員一体となった取組みを行っている	○
5	こどもや保護者からの意見・要望・苦情に迅速かつ適切に対応するため、窓口設置等の必要な措置を講じている	○

＜優れている点＞

1. 柔軟な業務マニュアルの改訂と共有

職員は、業務の安定と質の向上を目的に、業務マニュアルの見直しを毎年行っている。見直しにあたっては、現場で業務にあたる職員から意見を収集し実際の業務内容や運営状況にあつた改定を行っている。

特に、仮設移転後は日常業務の中で生じた大小さまざまな課題を拾い、会議で共有・精査したうえで、こどもからの意見や提案も含め、柔軟にマニュアルへ反映させている。

明らかになった課題を速やかに整理し文書化することで、職員間の認識のずれや混乱を最小限に抑え、安定した業務運営を行うよう努めている。

Ⅱ 報告＜各項目の評価＞

第4部 一時保護施設の管理運営

2. 安全性確保のための迅速な改善

仮施設は入所してみないとわからなかった点について職員は安全面に関する課題を把握し、すぐに改善できるものは改善するなど迅速・柔軟に対応している。

また、設備改修など大きな予算を伴う対応が必要な事項については、管轄行政へ要望として伝え解決に向けた調整を行い安全性の確保を図っている。